

ソ 注記表

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準

- ・満期保有目的債券

2 たな卸資産の評価基準

- ・貯蔵品 原価法

3 有形固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却の方法 定額法（ただし、水道メーターについては取替法）
- ・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	5～80年
機械及び装置	15～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～20年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、職員の退職手当に係る取扱いに関する取決めにに基づき、一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表等に関する注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和元年度において、期末手当、勤勉手当及びこれに係る法定福利費を支給するため、賞与引当金 9,430,125 円及び法定福利費引当金 1,662,550 円を取り崩している。

(2) 貸倒引当金の取崩し

令和元年度において、不納欠損処分に係るものとして、貸倒引当金 857,001 円を取り崩している。

2 出資金の計上

下水道事業会計に対する出資金の額を計上している。

3 短期貸付金の計上

下水道事業会計に対する額を計上している。

Ⅲ. その他の注記

1 修繕引当金に関する経過措置

新会計基準以降以前に引き当てられた修繕引当金 13,693 千円は引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 雑支出に関する注記

雑支出のうち 5 億円は過年度の利益累計額の一部を一般会計からの出資に対する還元金として一般会計に納付したものである。